

令和2年度 特別支援学級および通級指導教室にかかる費用の援助の

お知らせ（特別支援就学援助）

日田市では、「特別支援学級」に在級する児童生徒および「通級指導教室」に通級する児童の保護者に対して、ご家庭の事情に応じて学用品費や学校給食費などの費用の一部を援助しています。

ご希望の方は、この「お知らせ」をよくお読みのうえ、お申し込みください。

1 特別支援就学援助を受けることができる方

日田市に住所を有し、「特別支援学級」に在級、または「通級指導教室」に通級されているお子さんの保護者で、下記の①から⑤のいずれかに該当する方

※日田市就学援助制度を利用している方は下記の要件に該当されても、本制度の対象外となります。

- ① 市民税が非課税もしくは減免を受けている世帯
- ② 生活保護が廃止・停止になったが、なお生活が苦しく諸学費に困っている世帯
- ③ 平成31年（令和元年）中の世帯全員の総所得金額等の合計額が認定基準額以下の世帯  
※「通級指導教室」に通級されている場合は、認定基準以上の所得でも認定となりますが、支給額が半分となります。
- ④ 児童扶養手当（主に母子及び父子世帯の方が対象の手当です。）を受給している世帯
- ⑤ 主たる生計維持者の失業や長期入院等による無給、り災など特別な事情により、収入が著しく減少し諸学費に困っている世帯

2 特別支援学級就学援助費の内容

（◆）については、購入した学用品等の領収書等（購入商品名等の記載があるもの）が必要となります。対象となる品目及び期間は、別紙「特別支援学級就学援助費支給対象品目一覧」を確認ください。

費 目	支 給 額 等	小学校（上限額）	中学校（上限額）	
学用品等購入費（◆）	実費の半分	5,760円	11,255円	
新入学学用品費（◆） （1年生のみ）	実費の半分 （入学準備金受給者は支給なし）	25,300円	28,700円	
修学旅行費	実費の半分	10,680円	28,570円	
学校給食費	実費の半分 実費の半分	23,100円	1・2年生	25,850円
			3年生	23,500円
通学費 ※通級の場合のみ	実費 又は 実費の半分（所得基準による） ※学校間往復距離×市教育委員会が定めるガソリン単価×通級回数			

### 3 申請に必要な書類

#### ①令和2年度 特別支援学級就学援助費支給申請書

記入例を確認の上、記入してください。振込口座を記載いただきますが、必ずしも認定を前提にしたものではありませんのでご注意ください。

#### ②通帳のコピー

通帳の表紙の裏面等（銀行名、取引店、口座番号、口座種別、口座名義人が記載された部分）をコピーし、同封してください。

#### ③マイナンバー届出書

申請書の1・5・6に記載した方の「マイナンバーカード」のコピー（おもて面・裏面の両方とも）を貼り付けて提出してください。マイナンバーカードを作成していない場合の提出書類は、以下の例を参照してください。

原則、コピーを添付してください。ただし、（原本）と記載があるものについては、原本を添付してください。

※ 「◆+◇1点」又は「◆+◇2点」を提出ください。

#### 【18歳以上の場合】

個人番号確認書類（◆）	本人確認書類（◇）
・個人番号通知カード または ・個人番号が記載された 住民票の写し（ <u>原本</u> ）	（1点でよいもの） <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・運転経歴証明書（<u>原本</u>）</li> <li>・日本国旅券（パスポート）※失効後6ヶ月以内に限る</li> <li>・戦傷病者手帳</li> <li>・住民基本台帳カード ※有効期限内であり、顔写真付きに限る</li> <li>・身体障がい者手帳 ※顔写真付きに限る</li> <li>・精神障がい者保健福祉手帳 ※顔写真付きに限る</li> <li>・在留カード</li> <li>・公的機関が発行する顔写真付き免許証等                （例：小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証 等）</li> </ul>
	（2点必要なもの）※下記の「A+A」または「A+B」のいずれかの2点 <p>【A】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険証</li> <li>・介護保険被保険者証</li> <li>・国民年金手帳または年金証書</li> <li>・生活保護受給証明書（<u>原本</u>）</li> </ul> <p>【B】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・写真付き身分証明書（社員証等）</li> <li>・課税証明書（非課税証明書）（<u>原本</u>）</li> <li>・療育手帳</li> <li>・日本国旅券（パスポート）※失効後6ヶ月以上経過したもの</li> </ul>

## 【18歳未満の場合】

個人番号確認書類（◆）	本人確認書類（◇）
・個人番号通知カード または ・個人番号が記載された 住民票の写し（原本）	（1点でよいもの） ・日本国旅券（パスポート）※失効後6ヶ月以内に限る ・身体障がい者手帳 ※顔写真付きに限る ・精神障がい者保健福祉手帳 ※顔写真付きに限る ・在留カード
	（2点必要なもの）※下記の「A+A」または「A+B」のいずれかの2点 【A】 ・健康保険証 ・生活保護受給証明書（ <u>原本</u> ） 【B】 ・療育手帳 ・日本国旅券（パスポート）※失効後6ヶ月以上経過したもの ・学生証 ※顔写真付きに限る ・在学証明書（ <u>原本</u> ）

## 4 申請の方法

上記3の「申請に必要な書類」を日田市役所別館2階の学校教育課学務係に直接お持ちになるか、各学校に配布している返信用封筒に封入のうえ、**郵送**してください（料金の負担はありません）。

### 提出期限

**令和2年4月30日（木） 午後5時 ※書類必着**（消印有効ではありません）

※ 期限後も受付は随時しておりますが、認定月は「申請した月」となるため、それより前の月分の援助を受けることはできなくなります。

※ 郵送での提出の場合、月末に投函し、翌月に書類が到着したときは、認定月は書類が到着した月となりますので、ご注意ください。

（例：5月末に投函したが、書類が6月に到着した場合、認定月は「6月」となります。）

## 5 結果の通知

### （1）提出期限までに申請された場合

8月上旬頃に、学校を経由して審査結果通知を保護者へ送付します。

### （2）提出期限以降に申請された場合

認定処理終了後（申請書を提出され、概ね1～2か月後）に、学校を経由して審査結果通知を保護者へ送付します。

### （3）結果通知後に申請内容に記載した事項と変更が生じた場合

「再婚・離婚などにより世帯構成が変更となった」または「金融機関口座を変更する」など、申

請時から変更が生じた場合は、「変更届」を提出していただく必要があります。学校教育課学務係までお知らせください。

## 6 支給について

### (1) 支給方法

原則、申請書に記入していただいた口座へお振込みします。ただし、学校納付金が滞納されている場合などは、通学されている学校の口座への振込みとなる場合があります。

また、申請書に記入していただいた口座内容に誤りがある場合、お振込みが遅くなる場合がございます。

### (2) 支給時期

10月下旬、2月下旬の年2回支給を予定しています。

### (3) 支給にかかる注意点

- ・ 就学援助制度「入学準備金」の支給を受けた方については、新入学学用品費の支給はありませんのでご注意ください。
- ・ 学校への領収書等提出期限は、9月中旬を予定しています。紛失しないようご注意ください。

#### 【マイナンバー（個人番号）の記入について】

日田市では、情報をより効率的に管理・利用するために、就学援助を「個人番号を利用する事務」として定めています。提出いただいた申請書にマイナンバーが記入されていない場合は、日田市教育委員会でマイナンバーを確認し、特別支援学級就学援助費認定事務を行わせていただきます。

### 1 「特別支援学級就学援助を受けることができる方」③の認定基準額の参考例

認定基準額は、世帯員の年齢により異なる基準額等を加算し設定されるため、世帯構成により異なります。また、この計算に控除金額（社会保険料・生命保険料・地震保険料）を含みませんので、控除がある場合は、基準額が高くなります。

人数	世帯構成	認定基準額
2人	母、子(小1)	約332万
3人	父、母、子(小3)	約441万
4人	父、母、子(中2)、子(小5)	約447万
6人	祖母、父、母、子(中2)、子(小5)、子(小2)	約735万

※ 所得のない方を含め家族全員の方の住民税の申告が必要です。

**日田市教育委員会 学校教育課 学務係**（日田市役所 別館2階）

〒877-8601 日田市田島2丁目6番1号

電話(直通) 0973-22-8221 (内線 934)

受付時間 月～金(祝日を除く) 午前8時30分から午後5時まで